

静岡市物品調達事務取扱要領

1 趣 旨

この要領は、静岡市が発注する物品の製造の請負（修繕を含む。以下同じ。）又は買入れ若しくは売払い（以下「物品調達」という。）の適正かつ円滑な事務処理を図るため、当該事務の取扱いについて、静岡市契約規則（平成 15 年静岡市規則第 47 号。以下「契約規則」という。）、静岡市物品調達業者選定委員会規程（平成 15 年静岡市訓令第 30 号、平成 15 年静岡市企業局管理規程第 5 号、平成 15 年静岡市教育委員会訓令第 4 号）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 物品調達事務の区分

契約規則第 28 条の適用その他物品調達の事務を区分する場合における基準は、おおむね次のとおりとする。この場合において、区分が明確でないものについては、その都度上司、関係課等と十分協議し、関係法令を検討した上決定するものとする。

（1）物品の製造の請負

物品の製造から納入までを一括して請け負わせる場合。ただし、印刷物の発注にあつては、本市の作成した原稿に従って一定の印刷物を作成し、作成したものを引き渡す義務があるとして、製造の請負に該当する場合に限るものとする。

（2）物品の買入れ

（3）物品の売払い

3 予定価格

（1）原則として、当該契約の収入又は支出に関する専決者が決定するものとする。

（2）当該契約が複数所属の集合による収入又は支出の場合は、当該複数所属のうちからいずれかの当該契約の収入又は支出に関する専決者が決定するものとする。

（3）庁内共通の単価契約等において、契約締結時に収入又は支出に関する専決者が確定できない場合は、当該契約の専決者へ契約締結を依頼する専決者が決定するものとする。

（4）（1）から（3）までによらない場合は、当該契約の専決者が決定するものとする。

4 契約締結方法の決定

静岡市物品管理規則（平成 15 年静岡市規則第 51 号）第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定により物品調達をしようとするときは、関係法令、契約規則等に従って、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約のいずれの方法によることが適切であるかを十分検討し、これを決定するものとする。

5 一般競争入札の事務処理

「入札執行伺」により当該契約につき専決することができる者の決裁を受けた後、関係法令、契約規則、静岡市が発注する物品の製造の請負（修繕を含む。以下同じ。）又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成 29 年静岡市告示第 694 号）等により競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者を対象として入札を執行するものとする。

6 指名競争入札の事務処理

入札参加資格を有する者から指名人を選定した後、「入札執行伺」により当該契約につき専決することができる者の決裁を受け、「入札執行通知書」により指名人に通知した上で、入札を執行するものとする。

7 随意契約の事務処理

（1）随意契約の対象

予定価格（単価契約による場合にあっては、予定単価に契約期間における見込み数量を乗じた価格をいう。以下同じ。）に応じ、入札参加資格を準用した場合に見積参加資格を有するとされる者（以下「見積参加資格者」という。）を対象として行うものとする。ただし、これにより難い特別な事情がある場合は、この限りでない。

（2）随意契約に係る事務は、次に定めるところにより処理するものとする。

ア 1 件の予定価格が 300 万円を超える物品の製造の請負若しくは買入れ又は 1 件の予定価格が 100 万円を超える物品の売払いの場合は、入札形式による見積執行によるものとする。この場合において、必要があると認めるときはイ前段に掲げる方法によることができる。

イ 1 件の予定価格が 300 万円以下の物品の製造の請負若しくは買入れ（ウに規定する契約を除く。）又は 1 件の予定価格が 100 万円以下の物品の売払い（ウに規定する契約を除く。）の場合は、見積書徴取方式によるものとする。この場合において、必要があると認めるときはア前段に掲げる方法（単価契約の場合にあっては、ア前段又はウ前段の方法）によることができる。

ウ 1 件の予定価格が 30 万円（物品修繕にあっては、50 万円）を超え 300 万円以下の物品の製造の請負若しくは買入れ又は 1 件の予定価格が 100 万円以下の物品の売払い（財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）が所管するものに限る。）にあっては、見積参加者の選定は行わず、見積参加資格者の自由参加の見積合わせによる随意契約（以下「窓口提示」という。）によることを原則とする。この場合において、必要があると認めるときは、イ前段に掲げる方法によることができる。

エ 入札形式による見積執行によるときは、「見積執行伺」により当該契約につき専決することができる者の決裁を受け、「見積執行通知書」により見積参加者に通知した上で執行するものとする。

オ 見積書徴取方式による場合であって、1 件の予定価格が 30 万円以下の物品の製造の請負又は買入れ（物品の修繕にあつては 50 万円以下）以外のものについては、当該契約につき専決することができる者の決裁を受け、書面により依頼して、見積書を徴取するものとする。

カ イ前段に掲げる方法による契約、ウ前段に規定する契約及び物品の製造の請負又は買入れであって 1 件の予定価格が 30 万円以下（物品の修繕にあつては、50 万円以下）のものの場合において、契約予定者を選定するために提出される見積書は、見積書原本をファクシミリにより送付したものによることができる。ただし、契約を締結する際は、当該見積書の原本を提出させるものとする。

8 窓口提示の事務処理

（1）窓口提示を行うときは、火曜日の午前 10 時から翌週の月曜日午後 5 時までの間、契約課窓口にて下記の事項を記載した書面（以下「仕様書」という。）を提示するとともに、その概要を記載した書面を掲出する。

ア 発注課

イ 物品名

ウ 規格及び数量

エ 納入期限及び納入場所

オ その他見積りに必要な事項

（2）前項に規定する提示期間を臨時に変更しようとするときは、あらかじめ契約課窓口にてその旨を記載した書面を掲出する。

（3）窓口提示に参加しようとする者は、見積書を当該仕様書の提示の開始後から翌週の火曜日の午後 2 時までに契約課に提出するものとする。ただし、仕様書に特段の定めがあるときは、これによるものとする。

（4）前号に規定する提出期間を臨時に変更しようとするときは、あらかじめ契約課窓口にてその旨を記載した書面を掲出する。

（5）窓口提示により契約を締結したときは、次に掲げる事項を記載した書面を当該契約締結日の翌日から翌週の火曜日まで契約課窓口に掲出する。

ア 発注課

イ 物品名

ウ 決定された者の名称又は商号

エ 決定金額

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。